

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則**
- 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則 一
  - 福島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則 三
  - 福島県教育委員会 三
  - 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 三

## 規 則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十四号

#### 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表中研究棟附属設備の部を次のように改める。

研究棟附属設備			
マシンングセンタ	一式二時間	一一、九六〇円	
NCフライス盤	一式二時間	一一、一三〇円	
半自動旋盤	一式二時間	一、一一〇円	
ボール盤	一式二時間	一四〇円	

コンターマシン	一式二時間	一八〇円
高速切断機	一式二時間	四二〇円
シャーリングマシン	一式二時間	一、八五〇円
切削動力計	一式二時間	一、五一〇円
両頭グラインダ	一式二時間	一一〇円
ベルトグラインダ	一式二時間	一一〇円
3Dプリンタ①	一式二時間	九二〇円
3Dプリンタ②	一式二時間	一、七八〇円
3Dプリンタ①造形樹脂	一〇グラム	六〇円
3Dプリンタ②造形樹脂	一〇グラム	八三〇円
走査型電子顕微鏡	一式二時間	四、四六〇円
測定顕微鏡	一式二時間	九八〇円
フーリエ変換赤外分光分析システム	一式二時間	一、一九〇円
エネルギー分散型蛍光X線分析装置	一式二時間	一、九六〇円
実体顕微鏡	一式二時間	一四〇円
FFTアナライザ	一式二時間	七七〇円
オシロスコープ	一式二時間	一、〇四〇円

計	ロックウェル硬度	ビッカース硬度計	試料研磨装置	スパッタリング装置	非接触三次元デジタイザ	表面粗さ・輪郭形状測定機	CNC三次元測定機	X線CT装置	インピーダンスアナライザ	デジタルマルチメータ	交流安定化電源(単相仕様)	直流安定化電源(六ボルト仕様)	直流安定化電源(二八ボルト仕様)	レーダー評価装置	データロガー
	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間
	四二〇円	五三〇円	九四〇円	四〇〇円	二、六九〇円	一、〇七〇円	七、六八〇円	一四、四五〇円	八五〇円	二六〇円	一九〇円	一四〇円	一三〇円	四、一四〇円	二〇〇円

乾燥炉	高度加速寿命試験機	熱衝撃試験機	減圧恒温恒湿槽	恒温恒湿槽	塵埃試験装置	耐圧試験装置	放射イミュニティ試験システム	放射EMI計測システム	マルチパスフェーシング評価システム	GNS受信系感度評価システム	TRP、TIS測定システム	三次元放射パターン測定システム	電波暗室	万能材料試験機
一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間
一四〇円	三〇〇円	七七〇円	二、一八〇円	三八〇円	三、二八〇円	四、四九〇円	八、八〇〇円	四、一七〇円	五、三七〇円	二、七五〇円	八、九四〇円	七、二七〇円	九、〇四〇円	二、三二〇円

二軸切替振動試験機	一式二時間	四、四五〇円
単軸振動試験機	一式二時間	四、三二〇円
恒温恒湿槽（複合試験用）	一式二時間	一、六九〇円
防水試験装置	一式二時間	二、五二〇円
降雨・霧雨試験装置	一式二時間	二、七八〇円
耐風試験装置	一式二時間	二四〇円

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

**福島県規則第四十五号**

**福島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則**

福島県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年福島県規則第八十六号）は、廃止する。

**附 則**

- 1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の福島県卸売市場条例施行規則第十九条及び第二十二條の規定は、なお従前のとおりとする。

（農産物流通課）

**福島県教育委員会**

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会規則第六号**

**福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

福島県立特別支援学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立相馬支援学校の項中「相馬市」を「南相馬市」に改める。

第一号様式備考2、第一号様式の二備考2、第一号様式の三備考2及び第四号様式備考中「~~ロヤ工業器具~~」を「~~ロヤ器具~~」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一号様式備考2、第一号様式の二備考2、第一号様式の三備考2及び第四号様式備考の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県立特別支援学校学則の様式による届、申請書又は保証書は、それぞれ改正後の福島県立特別支援学校学則の様式による届、申請書又は保証書とみなす。

（特別支援教育課）

